

## 「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

### 1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
豊成児童保育センター	帯広市清流西 1 丁目 1 番地 2
稲田児童保育センター	帯広市西 15 条南 36 丁目 1 番 1 号

### 2 指定管理者

帯広市南の森東 2 丁目 8 番地 5  
社会福祉法人 帯広若光福祉会  
理事長 松田 正志

### 3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで